

令和6年2月21日

第2回倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第2回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和6年2月21日(水) 午後3時
場 所 倉吉市役所 A会議室

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 会議録署名委員の選出
- 4 議 事
 - (1) 議案第1号 倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則及び倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について…… 1
- 5 協 議
 - (1) 第3期倉吉市教育振興基本計画の改訂について…………… 4
- 6 教育長報告
- 7 報告事項
各課報告(別紙)
- 8 その他
- 9 閉 会

議案第1号

倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則及び倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則及び倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第1号の規定により、本委員会の議決を求める。

令和6年2月21日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則及び倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

【改正理由】

倉吉交流プラザ及び倉吉市立図書館の休館日について、市民の方の居場所づくりのため、また倉吉交流プラザ及び市立図書館の利便性向上を図るため、休日の翌日が土曜日である場合は開館日とするよう、倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則及び倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則に所要の改正を行うものです。

【改正要旨】

- | | |
|------------------------------|---------|
| 1 倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則の一部改正 | 第1条関係 |
| （1） 休日の翌日が土曜日の場合は、開館することとした。 | （第3条関係） |
| 2 倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正 | 第2条関係 |
| （1） 休日の翌日が土曜日の場合は、開館することとした。 | （第8条関係） |
| 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することとした。 | （附則関係） |

倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則及び倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

(倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則の一部改正)

第1条 倉吉交流プラザの管理及び運営に関する規則（平成13年倉吉市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第3条 交流プラザの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合を除く。）及び休日の翌日（その日が日曜日、<u>土曜日</u>又は休日である場合を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 交流プラザの休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合を除く。）及び休日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2及び3 略</p>

(倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正)

第2条 倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則（平成13年倉吉市教委規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第8条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休館日は、次のとおりとする。</p> <p>ア 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合を除く。）及び休日の翌日（その日が日曜日、<u>土曜日</u>又は休日である場合を除く。）</p> <p>イ～エ 略</p>	<p>(開館時間及び休館日)</p> <p>第8条 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 休館日は、次のとおりとする。</p> <p>ア 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合を除く。）及び休日の翌日（その日が日曜日又は休日である場合を除く。）</p> <p>イ～エ 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

第3期倉吉市教育振興基本計画の改訂について

1 改訂のねらい

第3期倉吉市教育振興基本計画は令和3年度から7年度までの5年間を計画期間としているが、教育行政を取り巻く環境の変化等に対応するため、中間年度である本年度に所要の見直しを図ることで、本市教育の目指すべき姿の実現につなげるもの。

2 改訂の概要

全部改訂ではなく、現状を加味して変化に対応すべき項目のみ修正等を行った。

- (1) 中学校の適正配置、中学校部活動の地域移行、ファミリーホリデー(仮称)や倉吉モデル中学校統一型制服の導入について、関連する基本施策の主要施策に今後検討すべき個別施策を追加した。
- (2) 令和6年4月から文化財保護事務の市長部局への移管に伴い、組織機構図及び基本施策の見直しを行った。なお、基本施策「⑩ 文化財の保存、活用、伝承」については、項目としては残し、文化財の展示、保存及び教育普及活動等教育委員会として関わる内容に更新するが、成果指標の設定までは今回の改訂では行わないこととした。
- (3) 令和3年4月から地区公民館は「コミュニティセンター」となり、また令和5年4月からの機構改革においてコミュニティセンター関連業務を市長部局へ一本化したことに伴い、基本施策の見直しを行った。
- (4) 令和5年4月に「倉吉市 DX 推進計画」が策定される等自治体 DX が推進される中、ICT の利活用による DX の推進について、関連する基本施策の主要施策に取り組むべき関連事業を追加した。
- (5) その他、現状に即した修正等を加えた。

令和6年2月21日

第2回倉吉市教育委員会定例会(追加)

倉吉市教育委員会

第2回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 令和6年2月21日(水) 午後3時

場 所 倉吉市役所 A会議室

4 議 事

- (2) 議案第2号 倉吉市教育委員会教育長の辞職の同意について…………… 1
- (3) 議案第3号 倉吉市立小学校教職員の処分について…………… 2
- (4) 議案第4号 倉吉市立小学校教職員の処分について…………… 3

議案第2号

倉吉市教育委員会教育長の辞職の同意について

次のとおり、倉吉市教育委員会教育長の辞職について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条の規定により、本委員会の同意を求める。

令和6年2月21日提出

倉吉市教育委員会
教育長職務代理者 田民 義和

氏 名 小 椋 博 幸

辞職年月日 令和6年3月31日付

議案第3号

倉吉市立小学校教職員の処分について

倉吉市立小学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

令和6年2月21日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸

議案第4号

倉吉市立小学校教職員の処分について

倉吉市立小学校教職員の処分について、次のとおり提出します。

令和6年2月21日提出

倉吉市教育委員会教育長 小椋 博幸